

箱根町国民健康保険加入者の健康対策

第2期データヘルス計画

第3期特定健康診査等実施計画

平成30年度～平成35年度



箱根町

平成30年3月

目次

序文

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 実施体制・関係者との連携・・・・・・・・・・ 2

第1章 第2期データヘルス計画

I 現状の整理

- 1 保険者等の特性
 - (1) 人口及び高齢化率・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 死因・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 国民健康保険の状況・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 介護保険の状況・・・・・・・・・・ 7
- 2 前期計画等に係る考察・・・・・・・・・・ 8

II 健康・医療情報の分析及び健康課題の抽出

- 1 健康・医療情報の分析
 - (1) 国民健康保険医療費の分析・・・・・・・・ 10
- 2 特定健康診査等の分析
 - (1) 特定健康診査の実施状況・・・・・・・・ 14
 - (2) 特定保健指導の実施状況・・・・・・・・ 16
 - (3) 特定健康診査結果の所有見者状況・・・・ 18
 - (4) 人工透析患者の状況・・・・・・・・・・ 19
 - (5) 問診票の状況・・・・・・・・・・ 20
- 3 保健事業対象者の分析・・・・・・・・・・ 21
- 4 健康課題の抽出・・・・・・・・・・ 22

III 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

IV 保健事業の内容

- 1 事業の選択・優先順位付け・・・・・・・・ 24
- 2 事業実施内容・・・・・・・・・・ 25

V 計画の評価・見直し・・・・・・・・・・ 28

VI 計画の公表・周知・・・・・・・・・・ 29

VII 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・ 29

VIII その他の留意事項・・・・・・・・・・ 29

第2章 第3期特定健康診査等実施計画

I	背景・現状等	31
II	特定健康診査等の目標	31
III	特定健康診査等の対象者	32
IV	特定健康診査等の実施方法	32
	1 実施場所	
	(1) 特定健康診査	32
	(2) 特定保健指導	32
	2 実施項目	
	(1) 特定健康診査	33
	(2) 特定保健指導	33
	(3) 実施時期または期間	33
	(4) 委託の有無	33
	(5) 契約形態	34
	(6) 委託選定に当たっての考え方	34
	(7) 代行機関の利用	34
	(8) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集	34
	(9) 毎年度の年間スケジュール	35
	(10) 周知や案内	35
V	個人情報の保護	
	1 データ保管方法	35
	2 個人情報保護の手続き	35
	3 システム体制等	35
VI	計画の公表及び周知	36
VII	計画の評価及び見直し	36
VIII	その他	36

序文

1 計画の趣旨

近年、診療報酬明細書や特定健康診査等の結果について、電子データにより、被保険者の健康状況や医療機関への受診状況などが把握しやすくなりました。

そうした中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、診療報酬明細書等のデータ分析にもとづくデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する」との方針が打ち出されました。

その方針を踏まえ、厚生労働省は平成26年3月に保健事業の実施に関する指針の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。箱根町では、平成29年3月にデータヘルス計画となる箱根町国民健康保険保健事業～国保加入者の健康対策～を策定し、平成29年度の1年間、保健事業の円滑な実施に向けた取り組みを行いました。

また、国民の健康保持・増進と医療費適正化の観点から、平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査・保健指導を実施するために高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされています。こうした背景から、箱根町では特定健康診査等実施計画を策定し、第1期である平成20年度から平成24年度の5年間、第2期である平成25年度から平成29年度の5年間、特定健康診査等の円滑な実施に向けて取り組みを行ってきました。第1期と第2期は5年を1期としていましたが、医療費適正化計画が6年1期に見直されたことで、第3期（平成30年度以降）からは6年1期として策定することになりました。この「特定健康診査等実施計画」と「データヘルス計画」において内容が重複することや整合性を図る観点から、両計画を合わせ平成30年度から平成35年度まで一体型として計画を策定するものです。

保健事業の効果的・効率的な運営をしていくため、これまでの計画を見直し、平成30年度～平成35年度までの「第2期データヘルス計画」と「第3期特定健康診査等実施計画」を一体型とした「箱根町国民健康保険加入者の健康対策」を策定します。

2 計画の期間

特定健康診査等実施計画については、「高齢者の医療の確保に関する法律」で第3期からは6年ごとに計画を策定することとされています。

また、神奈川県における医療費適正化計画や医療計画等が平成30年度から平成35年度までを計画期間としていることから、これらと整合性も図る観点から第2期データヘルス計画の期間についても平成30年度から平成35年度までの6年を計画期間とします。（図表1）

図表1 計画の期間

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第1期データヘルス計画	→						
第2期特定健康診査等実施計画	→						
第2期医療費適正化計画(神奈川県)	→						
	第2期データヘルス計画						
	第3期特定健康診査等実施計画						
	第3期医療費適正化計画(神奈川県)						

3 実施体制・関係者との連携

本計画は保険健康課が主体として、計画の策定、事業実施、評価、見直しを実施していきます。必要時には、課内で事業内容の確認や実施状況の確認、評価をして事業を進めていきます。

また、計画における保健事業の内容については、医師会等の関係機関への報告及び相談をして、被保険者にとってより効果的な保健事業の実施に努めます。

図表2 計画の趣旨及び計画の位置づけ

計画	法律	策定者	計画の趣旨	対象者	目標
	基本的な指針				
第2期データヘルス計画	国民健康保険法 第82条	箱根町	健診・医療情報等のデータを活用し、健康課題の対策として生活習慣病の発症や重症化予防等の保健事業を効果的に行うことで、被保険者の健康寿命を延伸を目指すとともに、医療費の適正化を図る。	被保険者	目的 ○健康寿命の延伸 ○被保険者の主体的な健康増進への取り組み増加 ○国民健康保険医療費の適正化 目標 ○特定健診受診率向上 ○特定保健指導実施率向上 ○生活習慣病重症化予防
	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正」平成26年4月厚生労働省告示				

第3期特定健診等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条	箱根町	医療費の約3分の1を占める生活習慣病の対策として、不適切な極端な生活や運動不足等の不健康な生活習慣による内臓脂肪の蓄積(メタボリックシンドローム)に着目し、被保険者に特定健康診査を実施し、メタボリックシンドロームの該当者と予備軍に対して、生活習慣を改善するための特定保健指導を実施することにより、メタボリックシンドローム該当者と予備軍を減少させ、生活習慣病の発症を予防する。	40~74歳の被保険者	目標値 ○特定健康診査受診率 60% ○特定保健指導実施率 50%
	「特定健康診査及び特定保健指導の適切な実施を図るための基本的な指針」平成20年4月厚生労働省告示				
健康・食育はこね21	健康増進法 第8条	箱根町 神奈川県	生涯を通じた健康づくりを推進し、働き盛りの人の死亡を減らすとともに、健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を延伸し、生活の質の向上及び健康格差を小さくさせる。	市民	目標 ○健康寿命の延伸 ○生活習慣病有病者数の減少 ○生活習慣の改善
	「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」平成24年7月厚生労働省告示				

第1章 第2期データヘルス計画

(平成30年度～平成35年度)

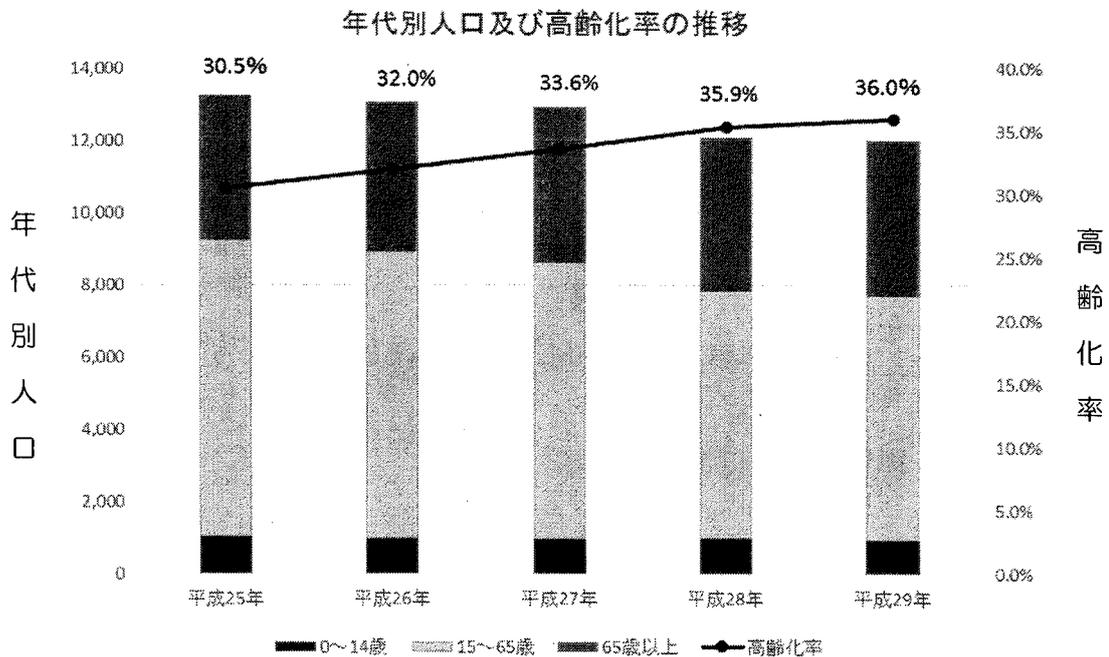
I 現状の整理

1 保険者等の特性

(1) 人口及び高齢化率

箱根町の総人口の推移については、年々減少傾向で、総人口に占める65歳以上の人口（高齢化率）は、神奈川県及び全国と比較して高い状況にあります。それに比べ0歳～14歳の幼少人口と15歳～65歳までの生産人口は年々減少していることから、今後も高齢化が進むことが予想されます。（図表3、4）

図表3 箱根町の年齢別人口及び高齢化率の推移（平成29年1月1日現在）



資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日）より

図表4 被保険者の高齢化率の比較

	平成28年度		
	箱根町	神奈川県	全国
高齢化率	36.0%	24.0%	26.8%

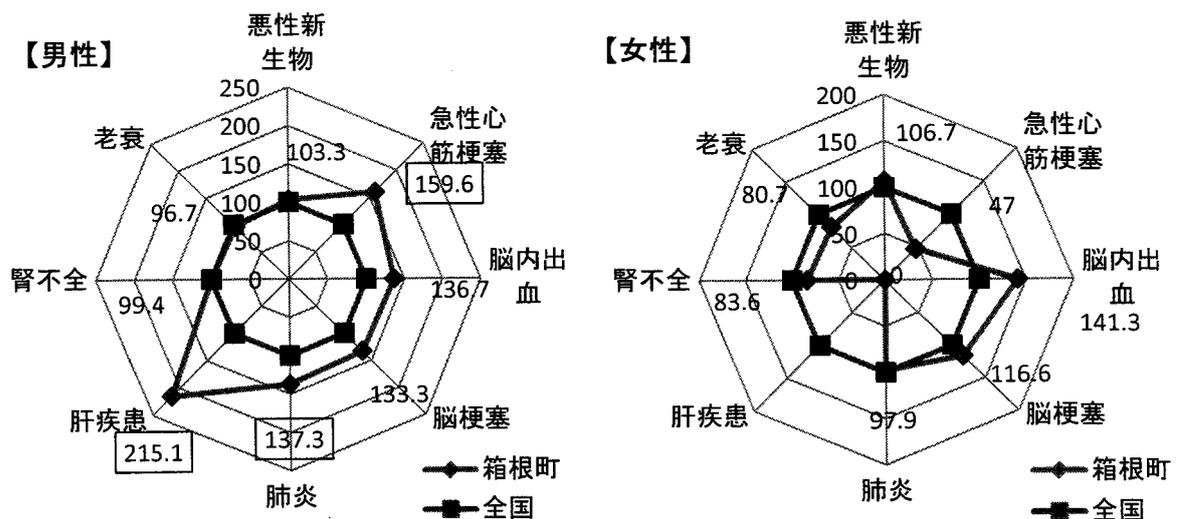
資料：神奈川県年齢別人口統計調査より

(2) 死因

標準化死亡比（※年齢構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標）について、全国と比較すると、男性は肝疾患、急性心筋梗塞、肺炎が有意に高く、女性は脳内出血、脳梗塞、悪性新生物が高いものの、全国より標準化死亡比は有意差があるものではありませんでした。（図表5）

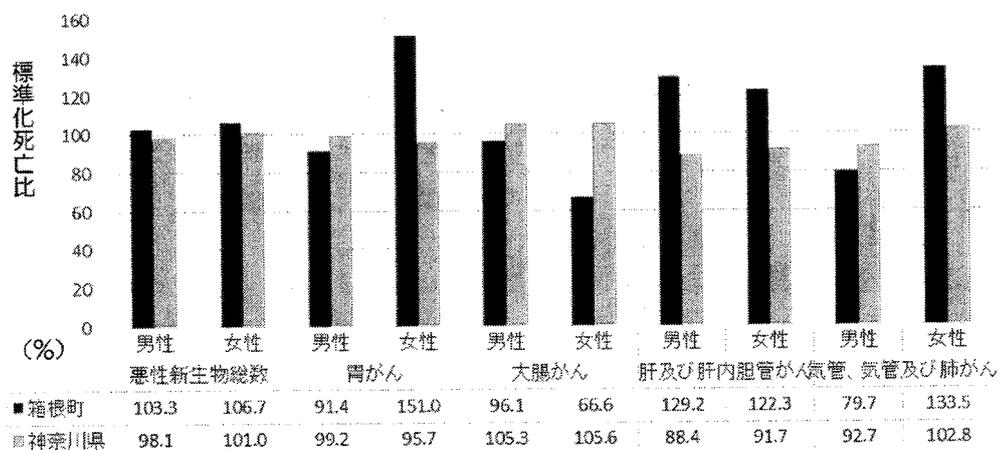
悪性新生物においては、神奈川県と比較すると、男性においては、肝及び肝内胆管がん、女性においては、胃がん、気管及び肺がん、肝及び肝内胆管の標準化死亡比が高いですが、有意差はありませんでした。（図表6）

図表5 疾病別標準化死亡比



※ の数字は有意差があることを示している。

図表6 悪性新生物における標準化死亡比



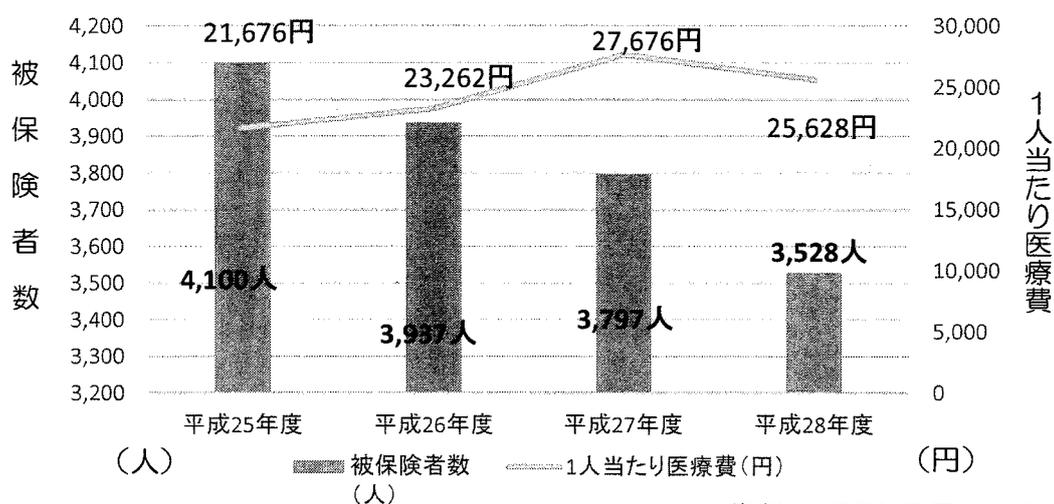
資料：平成20～24年人口動態保健所、市町村別統計より

(3) 国民健康保険の状況

国民健康保険の被保険者数は年々減少していますが、被保険者の1人当たりの医療費（医科、調剤）については、平成27年度は増大していましたが、平成28年度には保険者数とともに、1人当たりの医療費も2,048円減少しています。（図表7）

また、診療年齢階級別診療費（平成29年9月診療分）をみると、40歳以降の診療費が増加し、年齢とともに医療費が増大していることが分かります。（図表8、図表8-2）

図表7 国民健康保険被保険者数と被保険者1人当たり医療費の推移



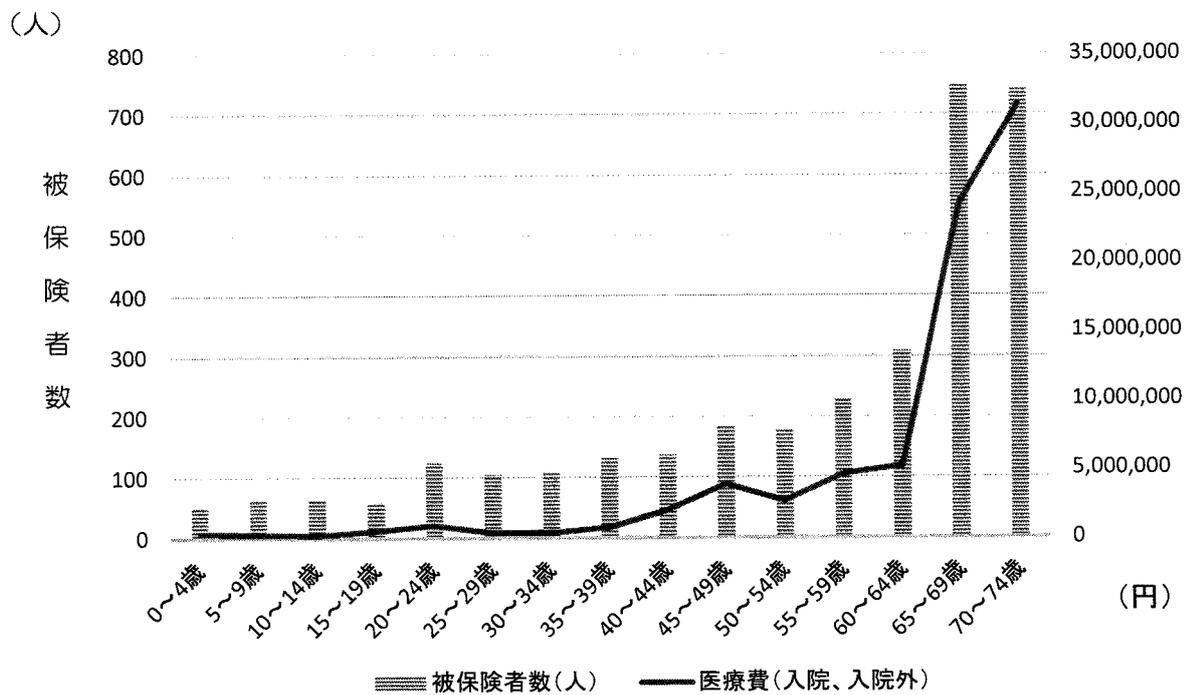
資料：KDBシステムより

図表8 診療年齢階級別診療費（入院、入院外）（平成29年9月診療分）

	被保険者数 (人)	医療費（入院、入院外）
0～4歳	51	330,560
5～9歳	66	259,870
10～14歳	63	188,910
15～19歳	59	503,670
20～24歳	125	909,830
25～29歳	105	351,190
30～34歳	110	353,020
35～39歳	132	746,350
40～44歳	138	2,004,020
45～49歳	184	3,879,310
50～54歳	178	2,646,920
55～59歳	230	4,589,960
60～64歳	309	5,182,350
65～69歳	748	24,212,270
70～74歳	741	31,348,370

資料：KDBシステムより

図表8-2 年代別の被保険者数と医療費の状況



資料：KDBシステムより

(4) 介護保険の状況

介護認定率、1件当たりの施設給付費は全国、神奈川県と比較し低い状況にありますが、1件当たり給付費、1件当たりの居宅給付費は高くなっています。(図表9)

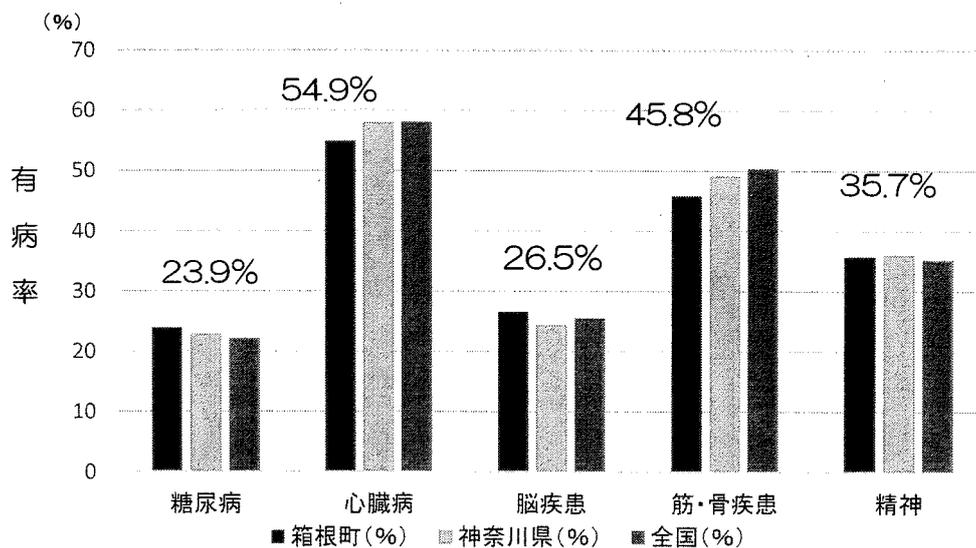
また、要介護者の有病状況については、心臓病が54.9%と1番多く、2番目に筋・骨格疾患が45.8%と高くなっていますが、全国、神奈川県の割合より低くなっています。しかし、脳疾患、糖尿病の割合は、全国と神奈川県の割合より高くなっています。(図表10)

図表9 介護認定率及び1件当たり介護給付費（平成28年度）

	箱根町	神奈川県	全国
介護認定率 (%)	18.2	20.3	21.2
1件当たり給付費 (円)	74,192	55,004	58,284
1件当たり居宅給付費 (円)	40,755	38,877	39,662
1件当たり施設給付費 (円)	275,823	283,922	281,186

資料：KDBシステムより

図表10 要介護者の有病状況（平成28年度）



資料：KDBシステムより

2 前期計画等に係る考察

前期計画で実施した個別保健事業について、それぞれ事業実施量、過程、構造、事業実施量の指標、結果指標により評価し、今後の課題や見直す点について考察を行いました。

【特定健康診査受診率向上対策事業】

課題	事業計画 (P)		実施 (D)		事業評価 (C)		改善
	目的	事業内容	事業実施量の指標	結果指標	事業実施量	結果	
○受診率は33.4%で横ばいであり、県内市町村13位(平成28年度法定報告)	○被保険者の健康寿命の延伸を図る	#1 町国保被保険者のうち、特定健康診査の未受診者40歳、50歳代への通知による受診勧奨	#1 対象者への受診勧奨通知100%送付	#1 受診勧奨者のうち受診者が30%増加	#1 対象者546人のうち受診者数17人(新規受診者5人) 3.1%	#1 40歳、50歳代への受診勧奨通知日標値100%	#1 50歳、60歳代への通知による受診勧奨(過程) 受診勧奨の効果が低く、結果指標に達成しないため対象者を変更して実施
○かかりつけ医が町外である者は受診しないことが多い	○特定健康診査の受診率を増やすことで、生活習慣病の早期発見、早期治療が行われ早期に生活習慣改善の行動変容につなげる	#2 前年度集団健診を受診した者のうち、今年度予約をしていない者への電話・対面での受診勧奨	#2 対象者への電話による受診勧奨100%	#2 受診勧奨した者のうち、予約率70%以上	#2 対象者79人のうち予約者数54人(68.4%)	#2 受診勧奨日標値100%	#2 継続
		#3 広報・チラシ・ポスターの掲示により特定健康診査の周知や意識付けを行う	#3 広報誌3回/年、チラシ500枚、ポスター12枚配布	#3 前年度より受診率向上	#3 受診率 平成27年度33.9% 平成28年度33.4% (法定報告より)	#3 広報誌、ポスター配布 日標値70%(チラシの配布は未実施)	#3 特定健康診査の周知方法の拡充(過程) 結果指標に達成しないため
		#4 町国保被保険者で職域に所属している特定健康診査対象者のうち職域で受診した健康診査や人間ドック等を特定健康診査の受診率として反映	#4 旅館ホテル共同組合・建設業組合へ情報提供依頼	#4 健診結果提供者数10件/年	#4 6件(要件を満たすもの3件) 旅館ホテル共同組合1件、建設業組合0件	#4 旅館ホテル共同組合及び建設業組合への依頼100% ・広報2月号に情報提供依頼掲載	#4 健診結果情報提供依頼の方法の見直し(過程) 結果指標に達成しないため

○特定健診受診率向上対策事業

事業実施量の取組みについては達成していますが、結果については当初の目標を達成出来ていません。要因として考えられることは、受診勧奨の効果が低く、健診結果情報提供依頼方法についての見直しが必要と考えられます。

【特定保健指導実施率向上対策】

課題	事業計画 (P)			実施 (D)	事業評価 (C)		改善 (A)
	目的	事業内容	事業実施量の指標		結果指標	事業実施量	
○利用率26.3%で県内市町村8位 (平成28年度法定報告)	○特定保健指導を利用することで、効果的に生活習慣の改善を図り疾病の予防・重症化を予防する	#1 特定保健指導の基準該当者への通知による利用勧奨	#1 利用勧奨通知100%	#1 特定保健指導基準該当者73人 利用勧奨通知送付者73人 #2 集団結果説明会に参加した特定保健指導基準該当者の参加者7人のうち、特定保健指導利用者数6人	#1 通知による利用勧奨率 目標値100%	#1 通知勧奨後の受診率26.3%	#1 集団健診時に特定保健指導の基準該当者が予測される者への声掛けによる利用勧奨(過程) 結果指標に達成しないため
○積極的支援対象者の利用率が低い		#2 集団健診結果説明会に参加された基準該当者への利用勧奨の声掛け	#2 利用勧奨の声掛け100%				
○特定健康診査は受診するが、保健指導を利用しない者が多い							

○特定保健指導実施率向上対策

事業実施量については、どの取組みも達成しましたが、結果については当初の目標を実現できませんでした。要因として考えられるのは、利用勧奨通知について、対象者からの反応が低いため、特に集団健診時に特定保健指導対象者と面談する機会があるため、該当者が予測される者に対しての利用勧奨や集団健診結果説明会以外の健診結果の返却方法について検討していく必要があります。

Ⅱ 健康・医療情報の分析及び健康課題の抽出

1 健康・医療情報等の分析

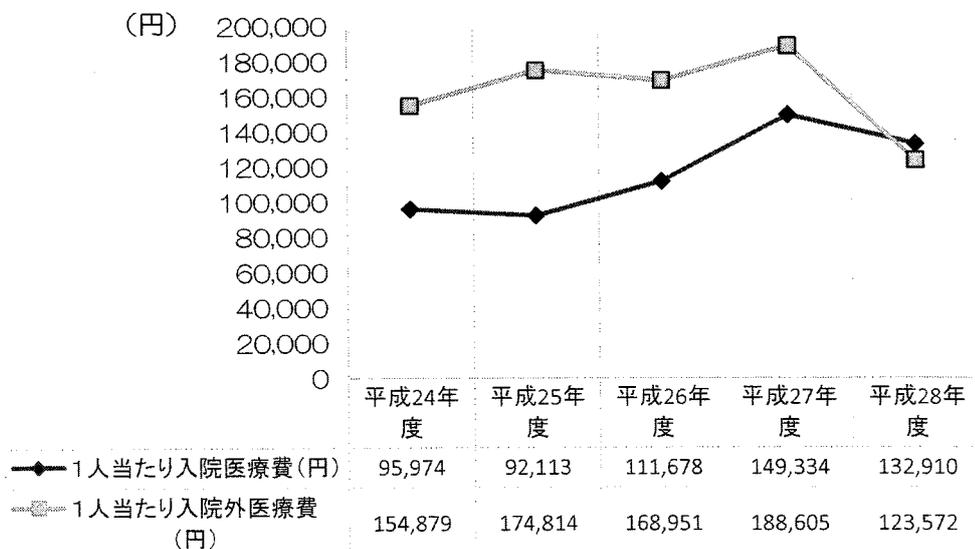
(1) 国民健康保険医療費の分析

(ア) 入院、入院外医療費

被保険者1人当たりの医療費については、入院、入院外ともに増加傾向にありましたが、平成28年度は前年度と比較し、入院、入院外ともに医療費が減少しています。（図表11）

入院、入院外の医療費の割合を神奈川県及び全国の構成比でみると、入院については入院医療費の割合、1人当たり医療費と1件当たりの日数が高くなっています。入院外については、医療費の割合はやや低くなっています。（図表12）

図表11 入院、入院外の被保険者1人当たりの医療費の推移



資料：KDBシステムより

図表12 医療費の構成比（平成28年度）

入院	箱根町	神奈川県	全国	入院外	箱根町	神奈川県	全国
入院医療費の割合	41.5%	37.1%	39.9%	入院外医療費の割合	58.5%	62.9%	60.1%
1件当たり医療費(円)	55,854	55,661	53,178	1件当たり医療費(円)	2,265	2,218	2,182
1人当たり医療費(円)	1,065	872	967	1人当たり医療費(円)	1,498	1,476	1,458
1日当たり医療費(円)	3,574	3,927	3,403	1日当たり医療費(円)	1,448	1,415	1,391
1件当たり日数	15.6	14.2	15.6	1件当たり日数	1.6	1.6	1.6

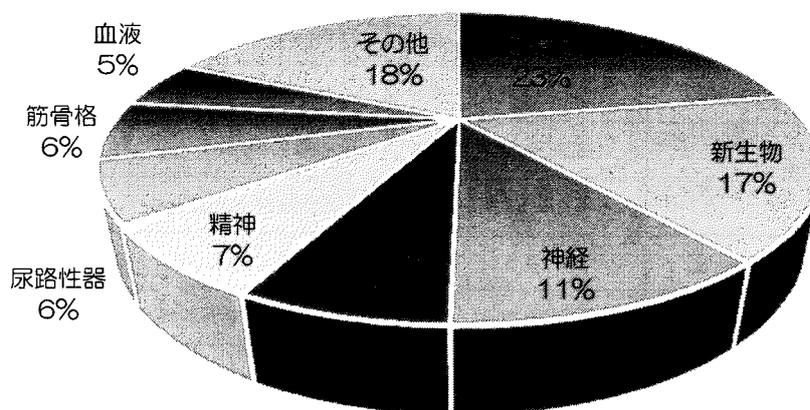
資料：KDBシステムより

(イ) 疾病別医療費

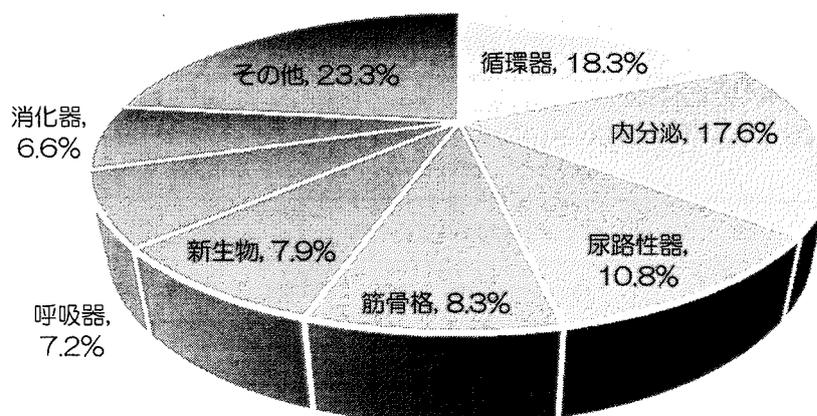
平成28年度の医療費を疾病別大分類別にみると、入院では循環器が22.3%で一番多く、次いで新生物16.7%、神経系の疾患11.3%で入院医療費の半分を占めています。入院外では、循環器18.3%、内分泌17.6%、尿路性器10.8%、筋骨格8.3%で入院外医療費の55%を占めています。(図表13)

図表13 疾病大分類別医療費割合

【入院】



【入院外】



資料：KDBシステムより

図表14 平成28年度疾病中分類別医療費上位10疾病（入院、入院外、合計）

【入院】

【入院外】

	中分類別疾患	疾病別医療費	割合		中分類別疾患	疾病別医療費	割合
1	その他の心疾患	52,230,150	11.3%	1	高血圧性疾患	67,073,410	10.4%
2	その他の神経系の疾患	27,626,140	6.0%	2	腎不全	59,691,890	9.2%
3	その他の悪性新生物	27,458,750	6.0%	3	糖尿病	59,591,830	9.2%
4	虚血性心疾患	25,059,010	5.4%	4	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	50,932,750	7.9%
5	骨折	24,907,000	5.4%	5	その他の心疾患	27,829,680	4.3%
6	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	21,657,820	4.7%	6	その他の消化器系の疾患	21,972,630	3.4%
7	腎不全	21,280,590	4.6%	7	その他の眼及び付属器の疾患	21,598,870	3.3%
8	その他の循環器系の疾患	16,699,290	3.6%	8	その他の悪性新生物	16,740,980	2.6%
9	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	15,399,000	3.3%	9	喘息	13,990,780	2.2%
10	気管、気管支及び肺の悪性新生物	14,446,270	3.1%	10	胃炎及び十二指腸炎	12,470,240	1.9%
	その他（上記以外の疾患）	213,474,410	46.4%		その他（上記以外の疾患）	295,729,770	45.7%
	入院総医療費	460,238,430			外来総医療費	647,622,830	

入院医療費、入院外医療費全体を各100%として計算

【入院+入院外】

	中分類別疾患	疾病別医療費	割合		中分類別疾患	疾病別医療費	割合
1	腎不全	80,972,480	7.3%	7	虚血性心疾患	36,741,380	3.3%
2	その他の心疾患	80,059,830	7.2%	8	その他の神経系の疾患	36,217,940	3.3%
3	高血圧性疾患	67,873,650	6.1%	9	その他の消化器系の疾患	35,793,750	3.2%
4	糖尿病	66,428,290	6.0%	10	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	31,812,330	2.9%
5	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	54,638,820	4.9%		その他（上記以外の疾患）	573,123,060	51.7%
6	その他の悪性新生物	44,199,730	4.0%		総医療費	1,107,861,260	

全体の医療費（入院+入院外）を100%として計算

資料：KDBシステムより

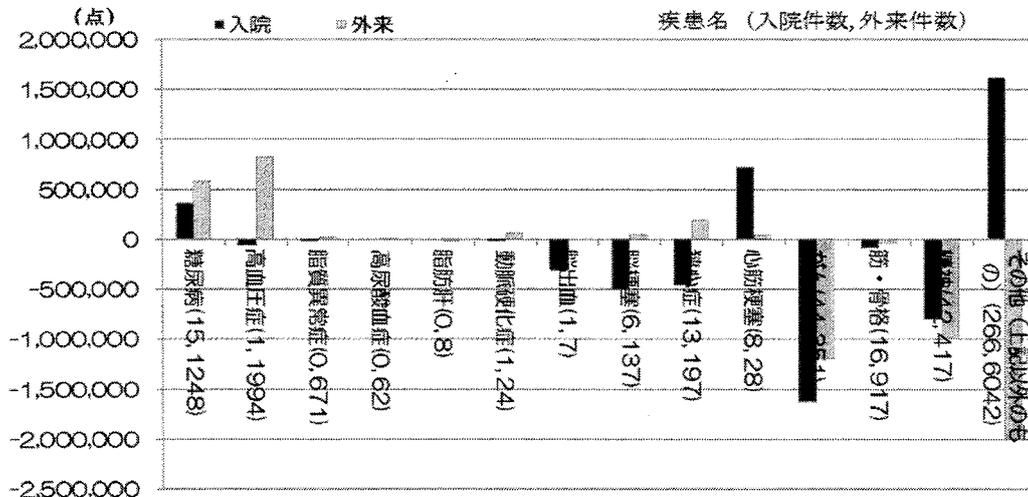
(ウ) 生活習慣病医療費の状況

箱根町の生活習慣病における特徴を把握するために、平成28年度生活習慣病に係る標準化医療費（※医療費を年齢調整し算出したもの）で神奈川県と比較を行ったところ、男性については糖尿病、高血圧症、心筋梗塞が高くなっています。入院費については、糖尿病、心筋梗塞が高くなっています。

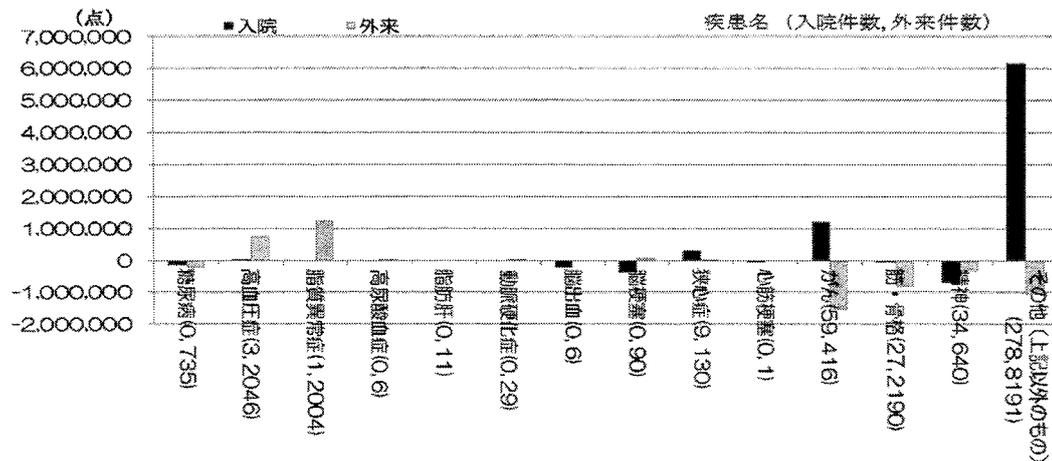
女性については、脂質異常症、狭心症、がん、高血圧症が高くなっています。その中でも、がん、狭心症について入院費が高くなっています。
（図表15）

図表15 平成28年度（生活習慣病）標準化医療費の差（神奈川県との比較）

【男性】



【女性】

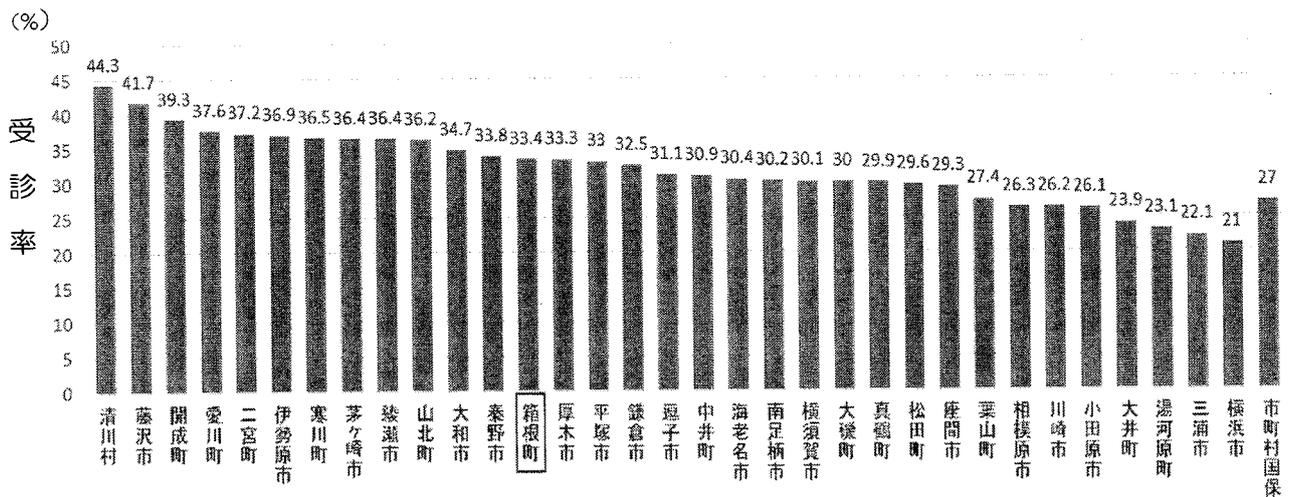


2 特定健康診査等の分析

(1) 特定健康診査の実施状況

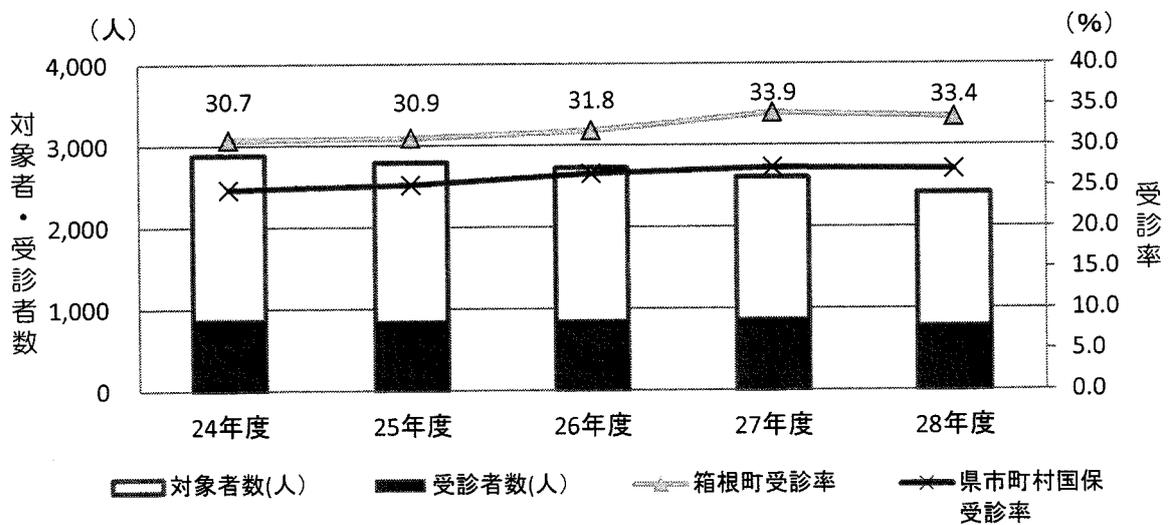
特定健康診査の受診率は神奈川県内の平均よりは上回っていますが、受診率は30%台と低迷しています。第2期特定健康診査等の実施計画における平成28年度の達成目標である受診率50%は達成できていません。性年齢階級別の受診状況を見ると男性は70～74歳、女性は65～69歳が受診率が40%を超えていますが、男女とも40代と50代の受診率が低くなっています。(図表16、17、18)

図表16 平成28年度神奈川県市町村の特定健康診査受診率



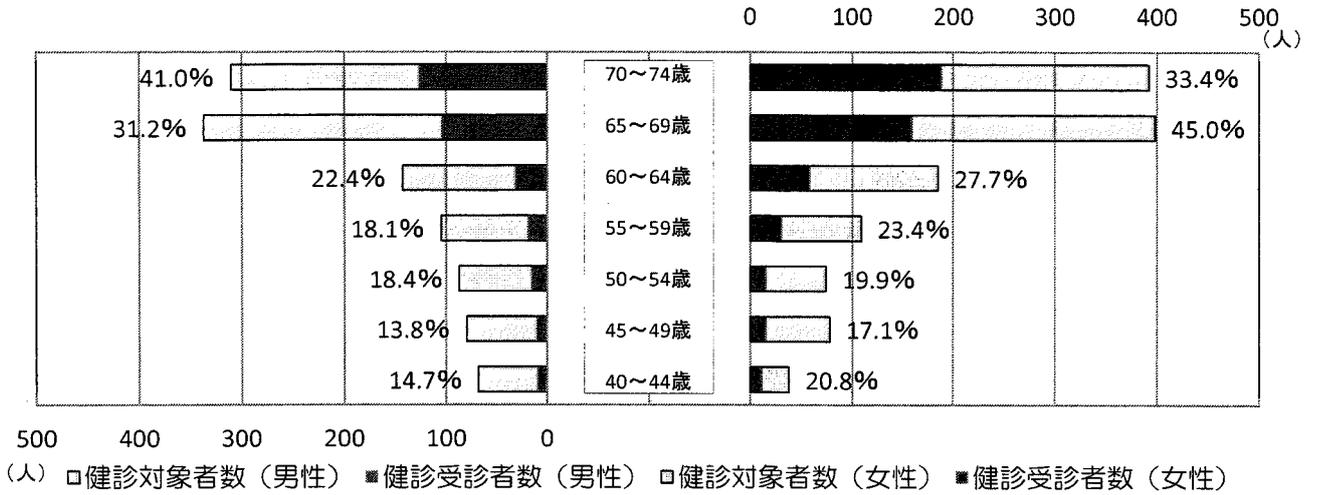
資料：国保連合会提供資料（法定報告値より）

図表17 特定健康診査受診率の推移



資料：各年度の法定報告より

図表18 平成28年度性年齢階級別特定健診受診状況



資料：KDBシステムより

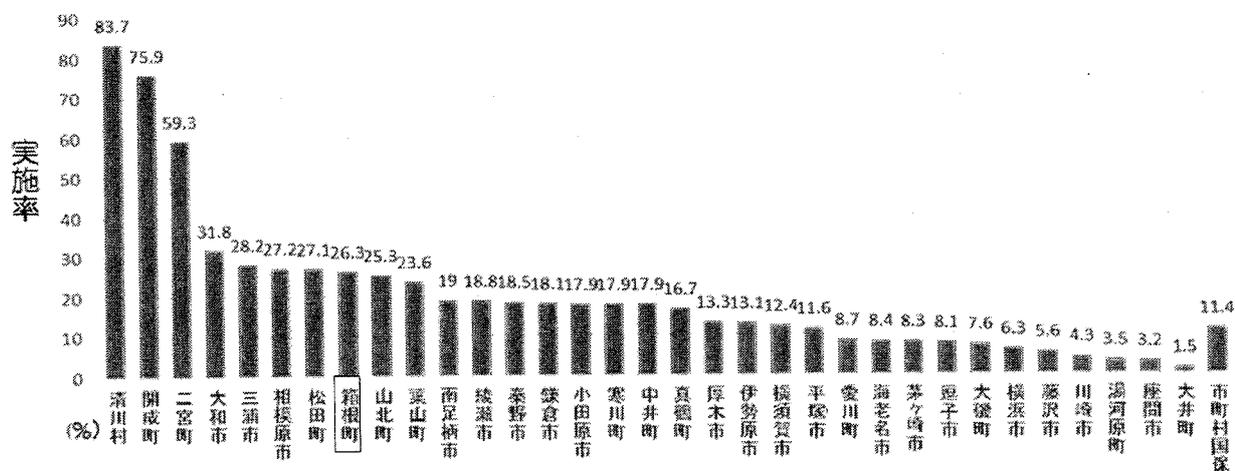
(2) 特定保健指導の実施状況

特定保健指導の実施率は、平成28年度は神奈川県平均より上位にありますが、ここ5年間の推移をみると、平成24年度の実施率が高くなっています。平成24年度は保健師2人体制で実施し、平成25年度からは1人体制となっています。また、平成26年度は担当者不在の時期があり実施率が低下しています。

第2期特定健康診査等実施計画の平成28年度の達成目標である実施率55%は達成できていません。(図表19、20)

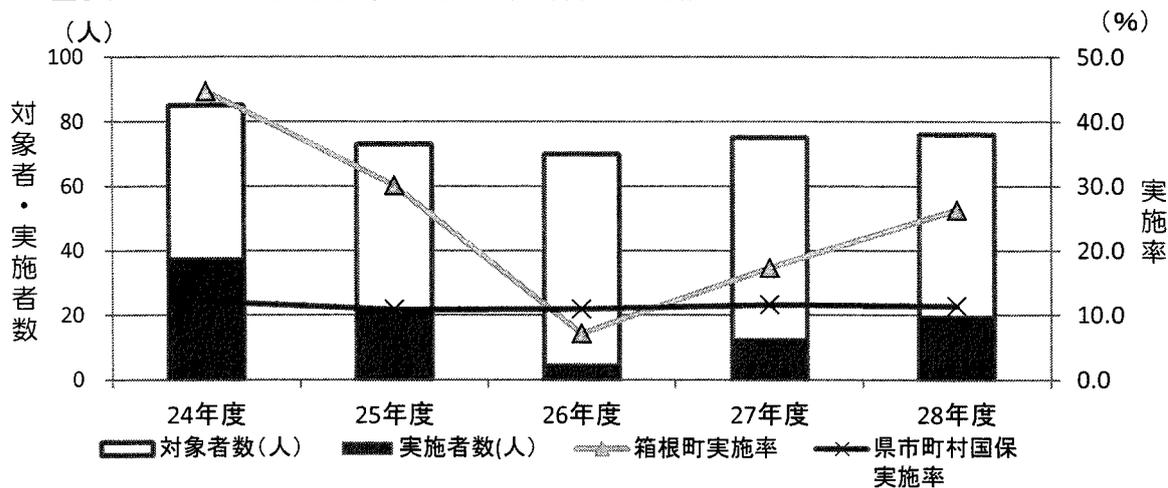
そのため、特定保健指導対象者の利用勧奨の強化の必要性があります。

図表19 平成28年度神奈川県市町村の特定保健指導実施率

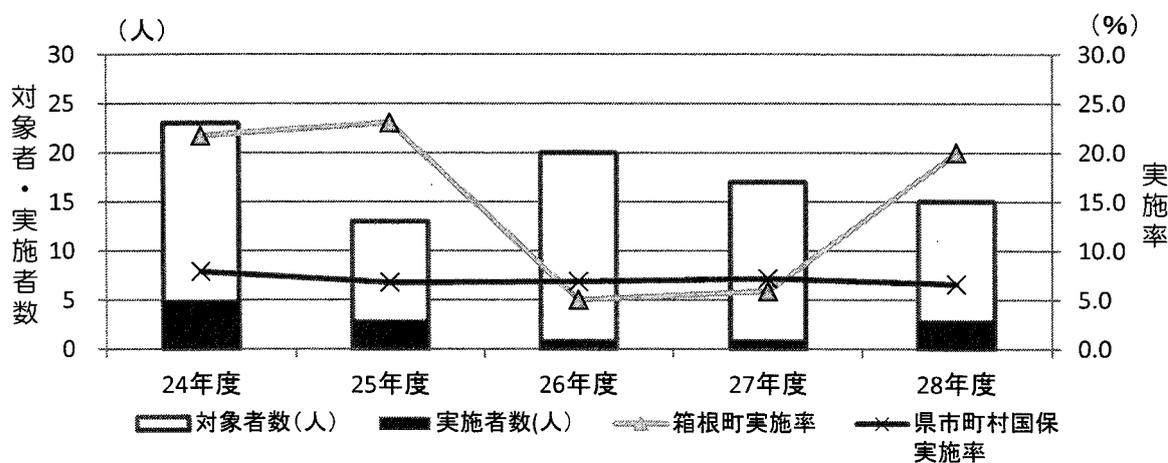


資料：国保連合会提供資料（法定報告値より）

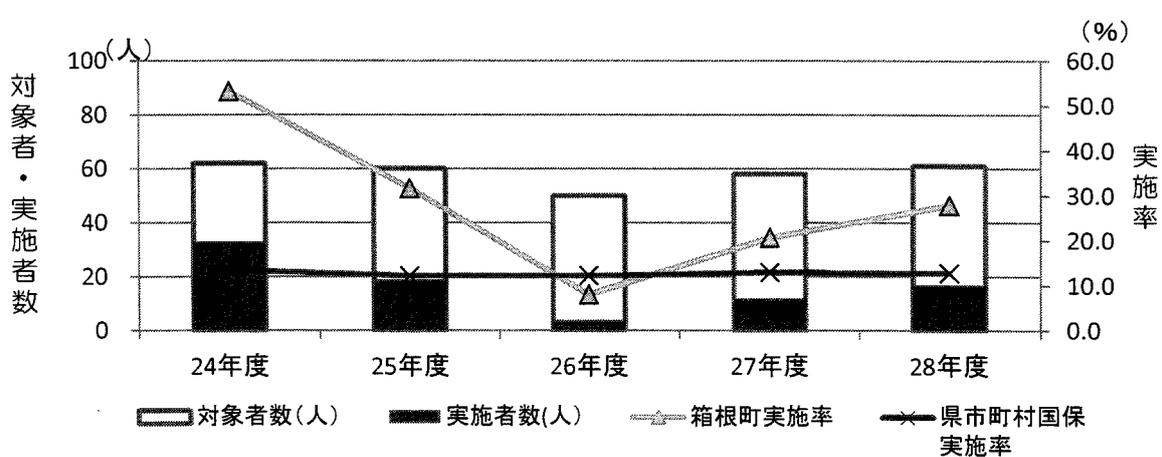
図表20 特定保健指導実施率（全体）の推移



図表21 特定保健指導実施率（積極的支援）



図表22 特定保健指導実施率（動機付け支援）

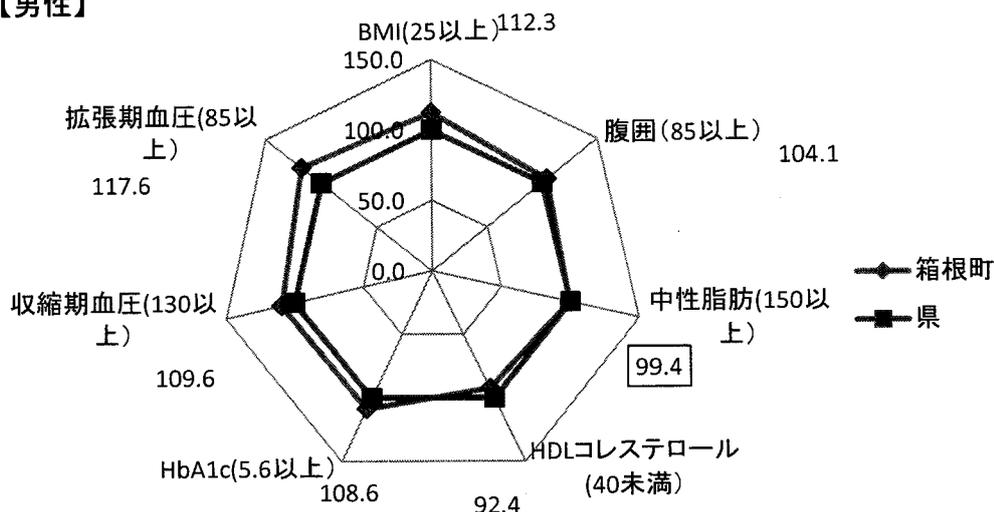


(3) 特定健康診査結果の有所見者状況

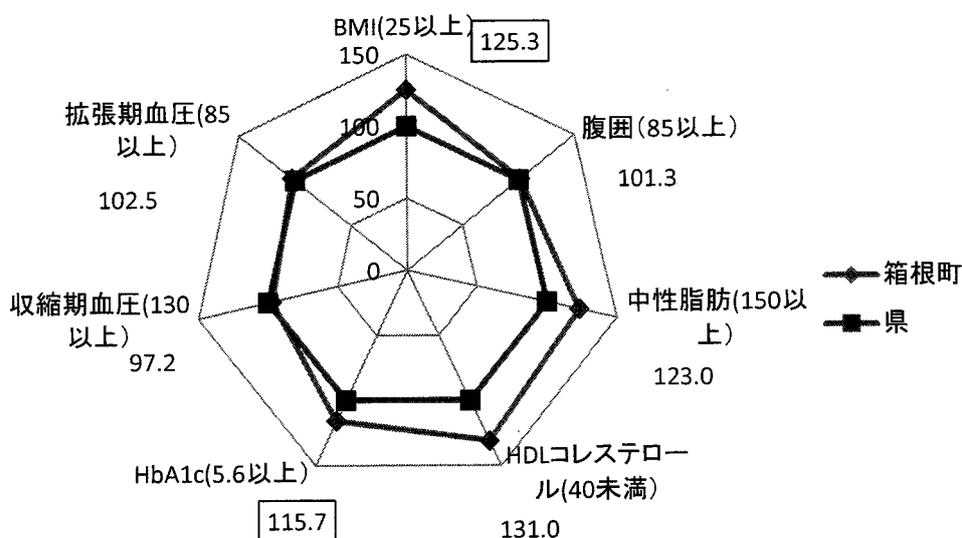
特定健康診査結果の有所見者の状況を、神奈川県と比較するため、県の水準を100とした標準化比（※有所見者を年齢調整し算出したもの）と比べると、男性では全ての項目について有意差はありませんでした。女性では、BMI、HbA1cが有意に高くなっています。

図表23 特定健康診査結果における有所見者の標準化比（平成28年度）

【男性】



【女性】



※ の数字は有意差があることを示しています。

資料：KDBシステムより（厚生労働省様式6-2～7健診有所見者状況より計算）

(4) 人工透析患者の状況

平成29年9月診療レセプトで調べると、箱根町の人工透析患者数は12名であり、被保険者の0.4%となっています。また、合併症では高血圧症が91.7%、続いては糖尿病、脂質異常症の50.0%となっています。人工透析患者を減少させるためには、これらの生活習慣病の対策が必要であることが分かります。(図表24)

図表24 人工透析のレセプト分析(平成29年9月診療分)

男性・女性	被保険者数	人工透析患者		合併症					
				高血圧症		糖尿病		脂質異常症	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
50歳代以下	1,529	1	0.1%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
60歳代以上	1,862	11	0.6%	10	90.9%	5	0.5%	6	54.5%
総計	3,391	12	0.4%	11	91.7%	6	50.0%	6	50.0%

資料：KDBシステムより

(5) 問診票の状況

平成28年度の特定健康診査における受診者の問診票の結果の標準化比（※人口構成の違いを除去して比較するための指標）を神奈川県、全国と比べてみると、男女ともに、高血圧症の内服をしている、喫煙をしている、週3回以上朝食を抜くという回答が有意に高くなっていました。その他、男性では、脳卒中、心臓病の既往歴が有意に高く、生活習慣の改善について6か月以上の取り組み済のものが有意に低くなっています。女性においては、1年間での体重増減3kg以上、週3回以上就寝前に夕食摂取する、1日飲酒量が3合以上の割合が有意に高くなっていました。（図表25）

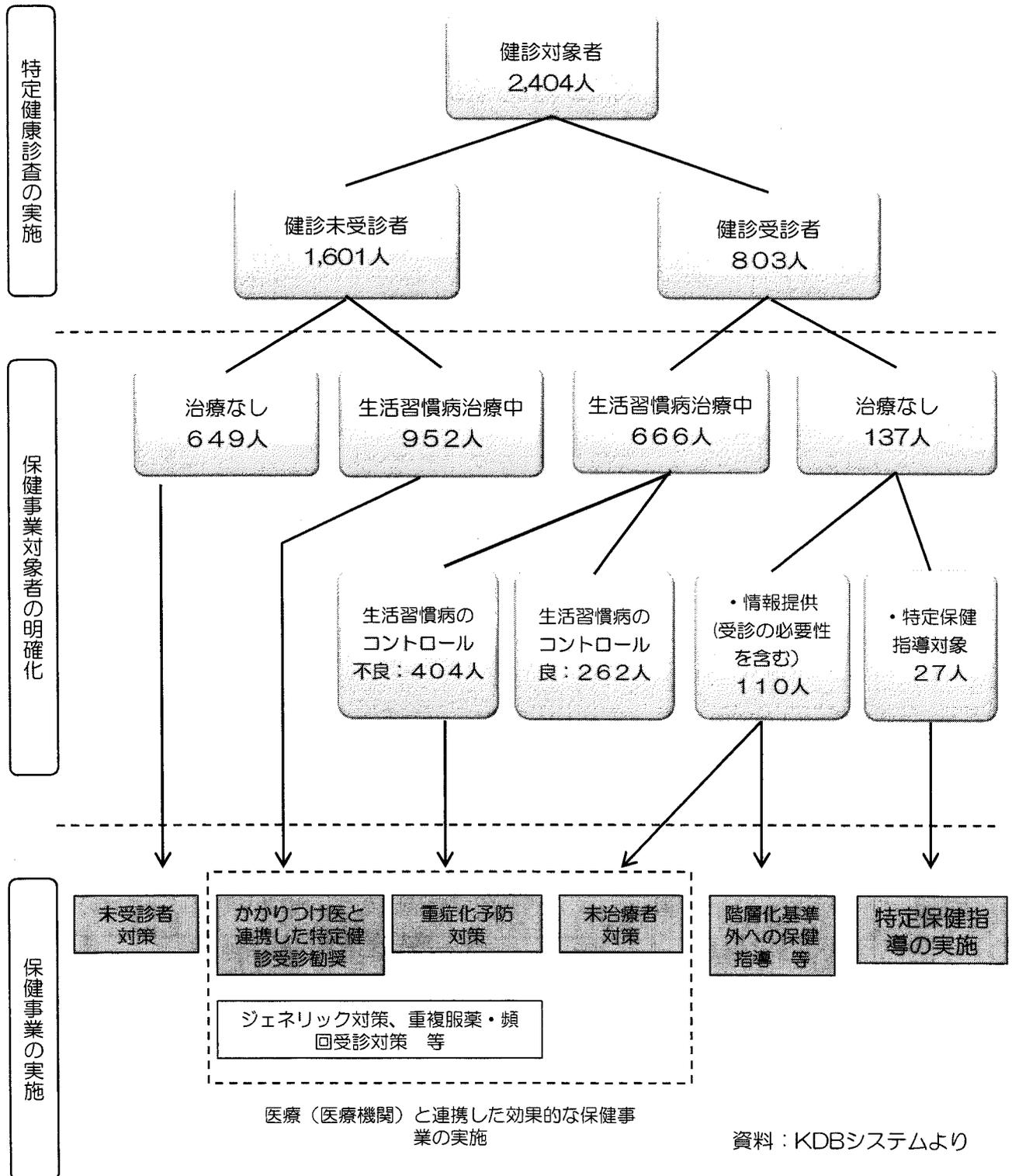
図表25 平成28年度特定健康診査問診票の結果の標準化比（※人口構成の違いを除去して比較するための指標）

質問項目	男性					女性				
	年齢調整割合			標準化比		年齢調整割合			標準化比	
	箱根町	神奈川県	全国 (基準)	神奈川県 (=100)	全国 (=100)	箱根町	神奈川県	全国 (基準)	神奈川県 (=100)	全国 (=100)
服薬：高血圧症	47.5%	36.5%	38.1%	*129.3	*123.7	37.3%	27.6%	30.1%	*134.0	*122.6
服薬：糖尿病	10.7%	8.1%	10.3%	128.2	100.9	6.1%	4.1%	5.3%	143.2	109.7
服薬：脂質異常症	22.5%	19.4%	18.8%	113.0	116.4	30.3%	26.0%	27.2%	114.1	109.2
既往歴：脳卒中	6.9%	4.4%	4.5%	*160.3	*154.9	2.7%	2.3%	2.3%	119.1	117.3
既往歴：心臓病	10.9%	7.3%	7.7%	*146.5	*140.2	5.3%	3.7%	3.9%	141.8	133.1
既往歴：腎不全	0.5%	0.5%	0.7%	127.0	87.2	0.2%	0.2%	0.4%	98.1	51.7
既往歴：貧血	5.6%	6.2%	4.8%	92.4	117.8	12.1%	16.1%	14.3%	*74.8	84.4
喫煙	34.0%	24.1%	24.9%	*145.6	*139.8	13.6%	7.1%	6.1%	*204.5	*238.7
20歳時体重から10kg以上増加	41.5%	40.7%	40.5%	102.6	103.2	26.3%	24.1%	25.7%	107.8	100.9
1回30分以上の運動習慣なし	58.3%	53.7%	56.8%	109.1	102.7	57.4%	56.3%	60.4%	101.6	94.5
1日1時間以上の運動なし	49.1%	44.6%	47.1%	111.4	105.5	48.8%	44.1%	47.0%	110.2	103.5
歩行速度遅い	42.8%	44.8%	49.3%	96.2	87.3	40.4%	44.5%	51.0%	88.9	*77.6
1年間での体重増減3kg以上	22.1%	21.5%	21.4%	103.6	103.3	23.2%	18.0%	18.0%	*129.0	*128.3
食べる速度が速い	31.7%	28.6%	29.5%	110.4	106.6	24.3%	22.0%	23.4%	109.4	102.9
食べる速度が普通	60.6%	63.2%	62.3%	96.1	97.5	64.7%	69.3%	68.1%	94.3	96.1
食べる速度が遅い	7.7%	8.2%	8.2%	96.1	96.3	11.0%	8.7%	8.6%	123.1	123.3
週3回以上就寝前夕食	24.8%	22.2%	21.4%	113.6	115.8	15.6%	10.8%	11.0%	*149.5	*145.6
週3回以上夕食後間食	13.2%	10.3%	11.3%	135.3	121.7	12.4%	11.3%	12.3%	115.4	104.8
週3回以上朝食を抜く	15.5%	11.9%	11.1%	*143.6	*154.8	10.0%	7.6%	6.8%	*146.3	*162.0
毎日飲酒	44.0%	44.6%	45.4%	98.8	97.1	14.2%	12.2%	10.5%	112.8	*130.8
時々飲酒	18.7%	24.7%	23.1%	77.7	83.6	19.9%	24.2%	21.3%	87.1	98.7
飲まない	37.3%	30.7%	31.5%	119.7	116.1	65.9%	63.7%	68.1%	102.4	95.9
1日飲酒量（1合未満）	48.5%	45.9%	44.3%	108.0	111.4	81.6%	82.6%	83.4%	99.0	98.1
1日飲酒量（1～2合）	33.6%	34.0%	35.1%	95.7	93.1	12.1%	13.7%	12.8%	89.4	95.7
1日飲酒量（2～3合）	13.5%	15.5%	15.9%	84.7	82.7	4.3%	2.8%	2.9%	143.3	139.1
1日飲酒量（3合以上）	4.5%	4.6%	4.7%	101.9	98.8	2.0%	0.8%	0.8%	*280.9	*262.8
睡眠不足	21.8%	21.1%	22.8%	104.4	95.6	24.8%	25.8%	26.9%	96.3	92.1
改善意欲なし	33.0%	30.5%	34.7%	113.7	99.6	23.4%	25.3%	27.6%	93.3	85.7
改善意欲あり	29.1%	26.3%	26.1%	109.2	109.5	25.6%	27.6%	28.2%	93.6	91.2
改善意欲ありかつ始めている	14.5%	11.5%	11.7%	122.9	121.5	15.0%	13.7%	14.4%	110.6	104.7
取組み済み6ヶ月未満	8.5%	8.9%	7.1%	92.4	115.8	13.3%	10.7%	8.8%	123.8	*151.1
取組み済み6ヶ月以上	15.0%	22.8%	20.4%	*64.4	*72.5	22.7%	22.8%	21.0%	98.1	106.3
保健指導利用しない	61.4%	58.3%	60.8%	106.9	102.6	59.3%	56.6%	58.2%	103.7	101.1

※）*がつけた数字には、有意差があることを示しています。

3 保健事業対象者の分析

図表26 生活習慣病予防のための健診・保健指導等の対象者の状況（平成28年度）



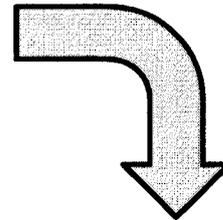
4 健康課題の抽出

頁	分析項目	図表番号	健康課題
11	疾病別医療費	図表13	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費を疾病別大分類別にみると、入院では循環器が 22.3%で一番高く、また入院外では、循環器18.3%、内分泌17.6%の順に高い状況です。
13	生活習慣病医療費	図表15	<ul style="list-style-type: none"> ・標準化医療費で神奈川県と比較を行ったところ、男性については糖尿病、高血圧症、心筋梗塞が高くなっています。 女性については、脂質異常症、狭心症、がん、高血圧症が高くなっています。
14	特定健康診査等の分析	図表16・17	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診率は神奈川県内の平均よりは上回っていますが、受診率は30%台と低迷しています。特に50歳～60歳代の受診率向上と新規受診者の開拓が必要です。
16	特定保健指導の実施状況	図表19・20	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施率は、平成28年度は神奈川県の平均より上位にあります。過去5年間の推移をみると、平成24年度の実施率が高く、保健師2人体制で実施し、平成25年度からは1人体制となっています。特定保健指導対象者の利用動向の強化のための体制の整備が必要となっています。
19	人工透析患者の状況	図表24	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月診療レセプトで調べると、箱根町の人工透析患者数は12名であり、被保険者の0.4%となっています。 ・また、合併症では高血圧症が91.7%、続いては糖尿病、脂質異常が50.0%となっています。
20	問診票	図表25	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の特定健康診査における受診者の問診票の結果の標準化比を神奈川県、全国と比べてみると、男女ともに、高血圧症の内服をしている、喫煙をしている、週3回以上朝食を抜くという回答が有意に高くなっています。
21	保健事業対象者の分析	図表26	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の結果、有所見者は83%を占め、さらにコントロール不良の者が61%占めています。 ・特定健康診査の受診者のうち、受診勧奨値以上の者で医療機関に受診していない者は11%を占めています。そのため、未治療者及び未療者に対し、受診勧奨により早期に生活習慣の改善及び治療により重症化予防の必要性があります。

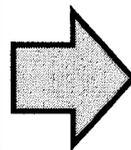
Ⅲ 目標

本計画における目的達成に向け、次のとおり目標（短期的・中長期的）を設定します。

目的（数年後に実現すべき状態）
○健康寿命の延伸 ○被保険者の主体的な健康保持増進への取組増加 ○国民健康保険医療費の適正化



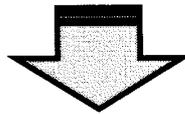
健康課題
<ul style="list-style-type: none">・被保険者の高齢化等による医療費の増加・特定健康診査の受診率が県平均より高いが、目標値には達成できていない・特定保健指導の実施率は県平均より高いが、目標値には達成できていない・人工透析患者のうち、高血圧症91.1%、糖尿病及び脂質異常症の者が50%を占めている・特定健康診査の結果、有所見者は83%を占め、さらにコントロール不良の者が61%占めている・特定健康診査の受診者のうち、受診勧奨値以上の者で医療機関に受診していない者は11%を占めている



目 標
【短期目標】 <ul style="list-style-type: none">・特定健康診査受診率、特定保健指導実施率が前年度比2%増・特定健康診査結果の受診勧奨値以上の者への受診勧奨率100%
【中長期的目標】 <ul style="list-style-type: none">・特定健康診査の受診率60%・特定保健指導の実施率50%・生活習慣病の1人当たり医療費の減少・特定健康診査の受診勧奨値以上の者の出現率の減少・新規人工透析患者数の減少

Ⅳ 保健事業の内容（1 事業の選択・優先順位付け）

内容	分析結果等から導き出した健康課題
健診データ	特定健康診査受診率は33.4%で、県平均より高いが、過去5年間をみると30%台であり、目標値には達成できていない。 健診結果の結果、受診勧奨値以上の者は11%を占める。 特定保健指導の実施率は26.3%で県平均よりも高い状況ですが、目標値には達成できていない。
医療費データ	被保険者数は年々減少しているが、被保険者の1人当たりの医療費は、前年度より減少していたが高い状況にあります。また40歳以降の診療費が急激に増加している。
介護データ	介護認定率は、神奈川県、全国と比較して低い。要介護者の有病状況では、心臓病、筋・骨疾患が半数を占めている。
質的情報	箱根町の高齢化率は36.0%であり神奈川県、全国と比較して高い。男女共に喫煙率が高く、週3回以上朝食を抜く者が多い。また、男性では生活習慣の改善について6か月以上取組めていない。また女性においては、体重の増減が3kg以上、週3回以上就寝前に夕食を摂取する、1日の飲酒量が3合以上の割合が高く、男女共に生活習慣の改善対策が必要。



優先的な健康課題	対応する事業	目標	計画
1 特定健康診査受診率は33.4%で、県平均よりは上回っていますが、目標値60%には達成できていない	特定健康診査受診率向上対策事業	定期的に健康診査を受診することで、生活習慣病の早期発見・早期治療に結びつける	(1) 休日の集団健診の実施 (2) 未受診者受診勧奨（通知文・電話） (3) 普及啓発 ※実施内容は25ページに記載
2 特定保健指導実施率は26.3%であり、県平均よりは上回っていますが、目標値である50%には達成できていない	特定保健指導実施率向上対策事業	特定保健指導が確実に受けられるように体制を整備し、生活習慣病の予防につなげる	1 基準該当者全員への利用勧奨通知の送付 (2) 利用勧奨通知により反応がない者への電話利用勧奨 (3) 健診結果説明会の参加勧奨 (4) 集団健診時の該当者への声掛け及び保健指導の一部実施 ※実施内容は26ページに記載
3 健診結果で受診勧奨値以上の者のうち、医療機関未受診者は11%であり、60.7%の者が生活習慣病治療中であるがコントロール不良となっている	生活習慣病重症化予防事業	生活習慣病のハイリスク者に対して、医療機関の受診につなげ、重症化を予防する	1 受診勧奨値以上の者を抽出し、レセプトで治療状況を確認する 2 医療機関未受診者へ受診状況確認と受診勧奨通知を送付 3 通知送付後、3か月後にレセプトを確認し、未受診者へは電話による受診勧奨の実施 ※実施内容は27ページに記載

IV 保健事業の内容（2 事業実施内容）

1 特定健康診査受診率向上対策

目的	定期的に健康診査を受診することにより、生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防につなげる
目標	40歳～60歳代の未受診者を勧奨し、受診率の向上を図る
対象者	40歳～74歳の被保険者
事業内容	受診率向上
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 前年度集団健診受診者のうち、今年度予約がない者への電話勧奨 2 集団健診の休日健診の実施 3 40歳～60歳代への受診勧奨通知の送付 4 職域での健診結果情報提供依頼 5 普及啓発（広報誌・回覧版で3回/年で特定健康診査・がん検診と併せて啓発のPRの実施）
評価体制	保険健康課内での打合せ
実施体制	保険健康課
実施スケジュール	<ol style="list-style-type: none"> (1) 4月中に対象者リスト作成、通知及び受診券の発送は5月下旬 (2) 集団健診の予約受付（6月1日～6月30日） (3) 前年度集団健診受診者で今年度予約がない者への電話による受診勧奨の実施 (4) 5月、9月、12月に広報誌・回覧版に掲載 (5) 町ホームページに健診期間、集団健診日程等を通年掲載
実施期間	毎年6月～翌年3月
実施場所	町内医療機関及び各地域での集団健診

2 特定保健指導実施率向上対策事業

目的	特定保健指導を利用することで、効果的に生活習慣の改善を図り生活習慣病の予防をする
目標	特定保健指導が確実に受けられるよう体制を整備し、生活習慣病の予防につなげる
対象者	40歳～74歳の特定健康診査の受診者のうち、特定保健指導の該当者となった者
事業内容	特定保健指導の実施率向上
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準該当者全員への利用勧奨通知の送付 2 利用勧奨通知に反応がない者へは電話による利用勧奨の実施 3 集団健診時に、基準該当が予想される者への一部特定保健指導の実施 4 集団健診結果説明会を開催し、基準該当者の利用を促す
評価体制	保険健康課内での打合せ
実施体制	保険健康課
実施スケジュール	<ol style="list-style-type: none"> 1 集団健診受診者へは、健診結果と同封して利用勧奨通知を送付 2 個別健診受診者へは、健診結果が町へ返却されたのち、該当者へ利用勧奨通知を送付 3 利用勧奨通知送付により反応がない者への電話による利用勧奨の実施
実施期間	毎年8月～最終評価まで
実施場所	役場、各出張所、さくら館、自宅

3 生活習慣病重症化予防対策事業

目的	特定健康診査の結果により、受診勧奨値以上の者で医療機関を未受診及び未療である者に対し受診勧奨を実施し、生活習慣病の重症化を予防する
目標	生活習慣病のハイリスク者に対して、医療機関への受診につなげ、生活習慣の重症化を予防し医療費の増大を抑制する
対象者	40歳～74歳の被保険者
事業内容	生活習慣病重症化予防対策
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 集団健診結果により、受診勧奨値以上で未受診者及び未療者のリストを作成 2 基準該当者へ受診勧奨の通知文を送付 3 通知送付後、3か月後のレセプトから受診状況の確認をし、未受診者へは電話による状況確認と受診勧奨の実施
評価体制	保険健康課内で打合せ
実施体制	保険健康課
実施スケジュール	<ol style="list-style-type: none"> 1 集団健診結果により、受診勧奨値以上で未受診及び未療者リストを作成 2 受診勧奨値以上の基準該当者へ受診勧奨通知文の送付 3 受診勧奨通知送付後、3か月後のレセプトを確認し、未受診者、未療者へ状況確認と受診勧奨の実施
実施期間	健診結果が医療機関から返却されてから該当者が受診するまで
実施場所	保険健康課

V 計画の評価・見直し

計画における事業評価については、取組内容における評価指標で毎年評価し、事業の見直しを行います。また、計画全体の評価として3年後（中間評価）と最終年度（最終評価）に事業全体の達成状況と目標への効果を確認します。

事業名	取組内容（細事業）	構造	過程	事業実施量	結果・成果	評価手段	評価時期
1	特定健康診査 受診率向上 対策事業	人員確保・ 予算	医師会への 説明・協力依 頼	対象者の受診 勧奨件数	前年度比7% 増	法定報告	次年度11月
		人員確保・ 予算	企画立案・実 施・評価の流 れを設定	対象者全員へ の通知文送付	受診勧奨者の 受診率10%	法定報告	次年度11月
		人員確保・ 予算	企画立案・実 施・評価の流 れを設定	広報誌・回覧 版の掲載回数	10件/年の 情報提供者数	10月時点 での提供者 数の確認	次年度11月
2	特定保健指導 実施率向上 対策事業	人員確保・ 予算	企画立案・実 施・評価の流 れを設定	対象者への保 健指導実施回 数	前年度比3% 増	法定報告	次年度11月
		人員確保・ 予算	企画立案・実 施・評価の流 れを設定	対象者全員へ 利用勧奨通知 の送付	利用勧奨者の うち利用者数 が5%増	法定報告	次年度11月
3	生活習慣病重 症化予防 対策事業	人員確保・ 予算	企画立案・実 施・評価の流 れを設定	対象者全員へ 利用勧奨通知 の送付	対象者のうち 未受診者数が 10%減少	次年度の該 当者数との 対象者数と の比較	次年度の健診 結果と比較

VI 計画の公表・周知

本書は、町広報誌、回覧板、ホームページ等を通じて公表するとともに、様々な機会を通じて周知・啓発を図り、健康診査及び保健指導の実績（個人情報に関する部分を除く）等の目標達成状況を公表することに努め、目標達成と円滑な実施について継続的に広く意見を求めることも検討していきます。

VII 個人情報の取扱い

箱根町における個人情報の取扱いについては、「箱根町個人情報保護条例」や「レセプト情報・特定健康診査等の提供に関するガイドライン」（厚生労働省 平成25年8月）を遵守し適切な管理に努めます。

VIII その他の留意事項

当該事業等の実施については、保険健康課だけでなく福祉課でも実施している事業もあるため、福祉課と引き続き連携を強化して取組みます。



第2章 第3期特定健康診査等実施計画

(平成30年度～平成35年度)

I 背景・現状等

箱根町国民健康保険加入者の高齢化率は36.0%であり、全国、神奈川県と比較しても高い状況にあります。

また、医療費の状況では、40歳代以降の診療費が急激に増加しています。また、疾病別医療費では、入院、入院外医療費ともに生活習慣病に起因した疾患が上位を占めています。

今後益々高齢化が進み、医療費の増加につながると予想されます。若い世代からの生活習慣病の予防と生活習慣病の重症化予防が医療費増加の抑制につながります。

第2期特定健康診査等実施計画では、平成29年度までに特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率60%と目標値を設定していましたが、目標値を達成できていません。第3期では、目標値を再設定し、特定健康診査等の実施率を高め、保険者による取り組みを明確にするためのこれまでの計画を見直し、「第3期特定健康診査等実施計画」を策定します。

II 特定健康診査等の目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査実施率 (%)	40	47	54	60	60	60
特定保健指導実施率 (%)	40	42	44	46	48	50

Ⅲ 特定健康診査等の対象者

	特定健康診査		特定保健指導	
	対象者数*1	受診者数 (見込み)	対象者数*2	実施者数 (見込み)
平成30年度	2,178	828	65	26
平成31年度	2,062	866	62	26
平成32年度	1,946	856	58	26
平成33年度	1,830	842	55	25
平成34年度	1,714	823	51	24
平成35年度	1,598	799	48	24

*1 平成25～28年度の特定健診等法定報告より対象者数の平均減少率-4.8%より対象者数を推計した値

*2 平成25～28年度の特定健診等法定報告より特定健康診査受診者における特定保健指導対象者数の平均割合から0.03%の出現率で特定保健指導対象者数を算出し推計した値。

Ⅳ 特定健康診査等の実施方法

箱根町内の医療機関や総合保健福祉センター等の施設の活用により、身近な場所で受診できるよう、受診者の利便性を考慮します。

1 実施場所

(1) 特定健康診査

個別健診 箱根町内医療機関

集団健診 総合保健福祉センター「さくら館」を中心に各地域で実施

(2) 特定保健指導

役場本庁舎、各出張所、総合福祉保健センター「さくら館」、自宅等

2 実施項目

(1) 特定健康診査

基本的な健診項目
質問項目（問診）
身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
理学的検査（身体診察）
血圧測定
血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール）
血糖測定（空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c）
尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）
腎臓機能（血清クレアチニン、eGFR）
眼底検査
心電図
追加健診項目
尿潜血、白血球数、血小板数、総コレステロール、血清尿酸、LDH、ALP、総蛋白）

(2) 特定保健指導

生活習慣病のリスクに応じ「積極的支援」「動機づけ支援」の区分し実施します。

(3) 実施時期または期間

①特定健康診査

個別健診 6月～翌3月

集団健診 延べ5日間

②特定保健指導

通年

(4) 委託の有無

①特定健康診査

個別健診を箱根町内医療機関で実施するため小田原医師会に委託します。

②特定保健指導

箱根町保健師により実施します。

(5) 契約形態

①特定健康診査

小田原医師会と単年度契約を結びます。
健診機関と個別に単年度契約を結びます。

②特定保健指導

町保健師が実施しますが、必要に応じ、単年度契約を結びます。

(6) 委託選定に当たっての考え方

①特定健康診査

- ・箱根町の地理的条件から、利用者の利便性に配慮する。
 - ・実施医療機関により測定値及び判定値が異なるように健診の精度管理を行う。
 - ・健診機関は、敷地内禁煙とする。
 - ・委託先事業者は、個人情報保護対策が適切に取り扱われていること。
- 「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」第1編第1章「健診・保健指導の外部委託」の考え方に基づいた契約を行う。

②特定保健指導

- ・箱根町の地理的条件から利用者の利便性に配慮する。
 - ・委託に際して役割分担、責任を明確にし、適切な保健指導の実施を図る。
 - ・事業の企画・評価は箱根町国保主管課が行う。
 - ・委託先事業者は、個人情報保護対策が適切に取り扱われていること。
- 「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」第2編第6章「年齢層を考慮した健診・保健指導について」の考え方に基づいた契約を行う。

(7) 代行機関の利用

契約した箱根町内医療機関から費用の請求・支払い及び健診データ・保健指導データの管理等に係る業務については、代行機関である国保連合会に委託します。

(8) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集

箱根町国民健康保険加入者が、箱根町の実施する特定健康診査以外の方法でこれに相当する健診を受診した場合は、その結果を箱根町に提供していただくことで特定健康診査を受診したとみなすことが出来るため、箱根町への健診結果提出のお願いをし、受診率向上に努めます。

(9) 毎年度の年間スケジュール

4月	健診対象者の抽出	
5月	健診・保健指導機関との契約	
6月	(特定健診開始)・集団健診予約受付(開始)	特定保健指導運動教室(開始)
7月	健診データ受取・費用決済(開始)	特定保健指導対象者抽出
8月		(特定保健指導の開始)
9月	集団健診	特定保健指導データ受取・費用決済(開始)
10月	結果説明会	【法定報告】
11月	↓	
12月	↓	
1月		
2月	↓	
3月	(個別健診終了)	
4月		
5月	健診データの受取・費用決済(終了)	(特定保健指導利用受付終了)

(10) 周知や案内

- ・箱根町広報、回覧板、特定健康診査等実施チラシ、ホームページ、国保だより、ポスター掲示等にて、健診の開催案内や健診未受診者への受診勧奨を行い、視覚によりわかりやすい広報に努めます。
- ・特定保健指導については、実施対象者全員へ健診受診後の翌々月に利用案内通知を送付します。

V 個人情報保護

- 1 データ保管方法
国への実績報告のため、国が示す標準様式に準じ、電子化して保存します。
- 2 個人情報保護の手続き
特定健康診査等の実施にあたり、個人情報保護に関する法律及び同法に基づくガイドラインに定める役員・職員について周知徹底する。また、箱根町が定める情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏えい予防に細心の注意を払い取扱う。
- 3 システム体制等
契約委託に際し、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

VI 計画の公表及び周知

箱根町広報・回覧板・特定健康診査等実施チラシ・ホームページ・国保だより等で公表し、国保被保険者及び地域住民への周知を図ります。

VII 計画の評価及び見直し

国への報告内容である「特定健診・特定保健指導情報の集計情報ファイル（健診・保健指導実施結果報告）」の評価指標や特定健診等実施計画の目標達成状況、「標準的な健診・保健指導プログラム」等を活用し、計画の評価を行い、その結果見直しが必要な場合はすみやかに見直しを行います。

VIII その他

特定健康診査と各種がん検診（肺がん・前立腺がん・大腸がん・肝炎・胃がん検診・子宮がん・乳がん検診等）、後期高齢者健康診査の同時実施を行います。

箱根町国民健康保険加入者の健康対策
第2期データヘルス計画
第3期特定健康診査等実施計画

発行 平成30年3月
発行者 保険健康課保険年金係

〒250-0398
神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256
電話番号 0460-85-9564



